

米国の対カナダ・メキシコ追加関税と通商交渉の行方

主任研究員 浦野 愛理

米国は不法移民・違法薬物の対策不足を理由に対カナダ・メキシコ関税を引き上げる姿勢

トランプ米大統領は不法移民や違法薬物の対策が不十分として対カナダ追加関税を35%に引き上げたが、対メキシコ追加関税は30%への引き上げを90日間延期。両国への対応の差は米国への報復姿勢の違いによるとみられるが、引き続き米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）準拠品^(注1)は適用除外とした。なお22日、カナダは発動済みの報復関税のうちUSMCA準拠品を除外する方針を表明。

2025年上期は米国の対カナダ輸入が減少、各国交渉を受けて自動車関税の優位性は縮小

米国の2025年上期のカナダからの輸入は非USMCA準拠品の原油^(注2)を中心に大きく減少。同期のメキシコからの輸入総額は前年並みだが、自動車・同部品の最近の動きをみると非USMCA準拠品の前年割れが続く一方、USMCA準拠品が増加し始めている。さらに、7月以降相次ぐ関税交渉の合意は、こうした動きを変化させる可能性がある。米国の自動車輸入には全世界一律25%の追加関税が課されていたが、（米国産比率に応じた）USMCA準拠品への減免措置の存在で、メキシコへの実質的な関税率は15%程度まで下がり、同国は相対的に有利な状態にあるとみられていた。しかし、7月末の貿易合意で日本やEUに対する自動車関税が15%に引き下げられることとなったことなどから、メキシコがより有利な条件で合意に至らない限りこうした優位性は失われる可能性が高い。

USMCAの見直しプロセスは今秋から本格化、三カ国による利害調整は難航する公算大

USMCAは規定に基づき2026年7月までの見直しが予定されており、今秋にも各国が国内で協定の効果検証や意見集約を行う。見直しに向けた論点は貿易のみならず、不法移民、違法薬物、安全保障、対中政策など、従来の貿易協定の枠を超えた課題が山積。米国の戦略のみに基づく高関税率が既成事実化している現状では、三カ国全てが満足する体制の構築は困難で、利害調整が難航する公算が大きい。それでもカナダ、メキシコの対米依存の大きさを考えると、最終的に米国に有利な条件（原産地規則のさらなる強化や対中政策での協調など）に傾く可能性は十分にある。

(注1) 本稿では米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）内で定められた原産地要件を満たす品目を「USMCA準拠品」と称している
(注2) 2024年の米国の対カナダ輸入額の25%を原油（HSコード2709）が占める

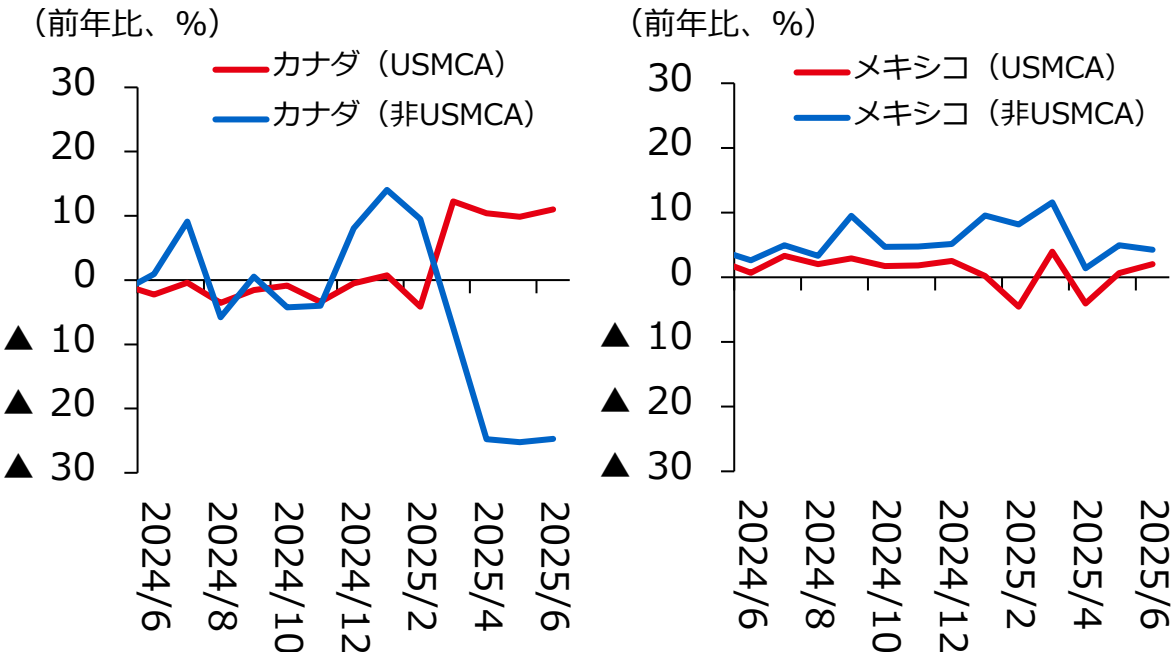
▽米国の関税政策と各国の報復措置

	カナダ	メキシコ
不法移民・違法薬物	3/4：全輸入品に25%追加関税を発動（エネルギー製品・カリウムは10%） 3/6：USMCA準拠品を適用除外 8/1：同税率を35%に引き上げ	3/4：全輸入品に25%追加関税を発動（カリウムは10%） 3/6：USMCA準拠品を適用除外 7/31：同税率の30%への引き上げは90日間延期
相互関税	4/2：対象外（注）	4/2：対象外（注）
鉄鋼・アルミ	3/12：鉄鋼・アルミニウム製品・派生品に25%追加関税を発動 6/4：同税率を50%に引き上げ	3/12：鉄鋼・アルミニウム製品・派生品に25%追加関税を発動 6/4：同税率を50%に引き上げ
自動車・自動車部品	4/3：自動車に25%追加関税を発動（USMCA準拠品は米国産比率で減免） 5/3：自動車部品に25%追加関税を発動（USMCA準拠品は当面对象外）	4/3：自動車に25%追加関税を発動（USMCA準拠品は米国産比率で減免） 5/3：自動車部品に25%追加関税を発動（USMCA準拠品は当面对象外）
報復措置	3/4：米国からの輸入品300億カナダドル相当に25%追加関税を発動 3/12：米国からの輸入品298億カナダドル相当に追加関税25%を発動 9/1：USMCA準拠品に対する追加関税を撤廃（予定）	一時報復姿勢を示したが、その後具体的な措置は実行せず

(注) 不法移民・違法薬物への関税措置が解除されれば、非USMCA準拠品は12%の相互関税を適用。
(出所) 米ホワイトハウスより丸紅経済研究所作成

(※下線部は相違点)

▽米国の対カナダ・メキシコ輸入額



（出所）米国勢調査局より丸紅経済研究所作成

▽USMCA見直しのシナリオ

	シナリオ	その後の流れ	可能性
合意あり	①ほぼ現状維持で合意	→現行USMCAを16年間延長（6年毎に見直し）	★★
	②米国により有利な条件で合意（原産地規則や対中政策の強化など）	→新たなUSMCAとして16年間延長（6年毎に見直し）	★★★
合意なし	③三カ国の利害が対立し、合意なしのまま現状維持	→現行USMCAの失効期限2036年まで毎年見直しを継続	★★
	④いずれかの国が6カ月前通告で協定から離脱表明	→現行USMCAの継続が困難となり二国間協定へ後退、または失効期限2036年まで形骸化	★

（出所）丸紅経済研究所作成

(執筆者プロフィール)

浦野 愛理 (Airi Urano)

URANO-A@marubeni.com

主任研究員

研究分野：マクロ経済、日本、中南米、穀物

2016年に丸紅株式会社入社後、経済研究所にて原油・銅市況や環境・エネルギー政策などの産業調査、国内マクロ経済・金融政策などの経済調査に従事。現在は日本や中南米を中心とした世界経済全般、穀物などの商品市況を担当。2020～2022年に内閣府（経済財政分析担当）へ出向。一橋大学商学部商学科卒業。

株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。